

団体名	三原市	所 属	保健福祉課	他団体等との連携	大学等教育機関、児童発達支援事業所
連絡先	発達支援係 (0848) 67-6359				

取組事例名	大学、児童発達支援事業所との連携による療育支援・移行支援	取組期間	平成23年度～
--------------	------------------------------	-------------	---------

取組の概要 ~ 大学、事業所と連携した療育支援

発達障害の特性に合わせた個別の対応が不十分という状況の中で、障害特性に合わせた支援体制・移行支援の確立を図るために、定期的な連携会議での事例検討、及び就学支援に対する取組を行った。

取組の背景 ~ 障害特性に合わせた個別対応の必要性

三原市においては療育施設の歴史は浅く、平成15年度にA児童デイサービス事業所が開設された。平成18年度から指定管理者制度による事業所となつたが、障害特性に合わせた個別の対応が不十分であり、発達障害に特化した療育支援を充実させる必要があった。

取組のねらい ~ 障害特性に合わせた支援体制及び移行支援の確立

児童発達支援事業所の質の向上により、発達障害に特化した効果的な児の発達支援を行う。
ライフステージにおける途切れのない移行支援を行う。

取組の具体的な内容 ~ 定期的な連携会議での事例検討及び就学支援

三原市では、指定管理を受けているA事業所の療育支援の資質向上を図るために平成19年度から専門家集団である大学に支援を依頼し、ケースカンファレンスを開始した。その後、民間事業所の設置がすすみ、他の事業所の資質向上も必要であるという大学からの意見により、平成22年度からA事業所が事務局となり、他の事業所も参加するケースカンファレンスが始まった。

三原市（保健福祉課）に0歳～18歳の発達障害に関する相談窓口である「子ども発達総合相談室」が平成22年度に設置され、ケースカンファレンスにも参加することとなった。ケースカンファレンスに参加する事業所が増え、A事業所が多数の事業所の調整や全体の企画を行うことが困難となったことから、平成24年度から市に事務局を移し、児童発達支援事業連携会議として位置づけた。

本連携会議は年間10回開催しており、「事例検討」と「療育支援体制のあり方について協議」の2部構成としている。

(1) 事例検討

原則保護者の同意を得て事例検討を行っている。発達障害の特性に応じた療育支援を行うために、支援のあり方の現状と課題、今後の支援方針について検討している。個別の支援のあり方の検討が主目的ではあるが、事例を通して応用力をつけることも目指している。

(2) 療育支援体制のあり方の協議

- ア 協議する中で、就学に伴い支援が途切れてしまうという現状から、利用児の保護者が適切な就学先を選択する動機付けとしての就学説明会を開催することとなった。三原市・三原市教育委員会の主催で年に1回（6月）開催しているが、内容・運営については本連携会議で協議している。
- イ 各事業所において利用者の満足度を調査するための「利用者アンケート」を共同で作成・実施し、サービスの向上を図っている。

《経過年表》

年度	事業所	三原市
H15	A事業所開設	
H18	B事業所開設	A事業所を指定管理者制度による事業所とした
H19		A事業所のレベルアップのために市から大学へ事例に対する助言を依頼
H20	C事業所開設	
H22		保健福祉課に子ども発達総合相談室設置
H23	D事業所開設	保健福祉課もケースカンファレンスに参加
H24	E事業所開設	児童発達支援事業連携会議を設置し事務局を保健福祉課に設置
H25	F事業所開設	

取組を進めていく中での課題・問題点～児童への支援の継続性

- (1) 障害特性に応じた個別の療育支援が充分実施できていなかった。
- (2) 児童発達支援事業を利用している児が、支援が必要であるにもかかわらず就園・就学等により支援が途切れてしまうケースがあった。
- (3) 就学直前になり就学先に悩む保護者も少なくなかった。
- (4) 特別支援学校を選択する場合、特別支援学級の新設が必要な場合には、早期の取り組みが必要であるが、時期を逃すことがあった。
- (5) 各事業所が別々に教育委員会の特別支援教育担当指導主事を招き就学説明会を行っていたので、効果的・効率的な就学説明会を開催する必要があった。
- (6) 児童発達支援事業所と保育所・幼稚園・小学校との連携が充分でなかった。

創意工夫した点～関係機関共同での就学説明会開催

(1) 障害特性に応じた支援

当初は専門家である大学教員の助言を一方的に受けていたが、児童発達支援事業所職員の療育支援のノウハウも次第に向上してきた。まずは発達支援事業所が主体的に事例検討を行い、その後に大学教員から助言を受ける方に変更したこと、応用力がついてきた。

また、参加者については誓約書の提出を求め、守秘義務の遵守を明確にしている。

(2) 就学支援

教育に関して特別支援の必要な児に対して保護者が適切な就学先を選択する動機付けを行うため、三原市、三原市教育委員会、大学、児童発達支援事業所の共同開催により、就学説明会を開催した。市外の児童発達支援事業所等にも開催案内を行った。

特別支援学級を選択した先輩保護者からの体験談を導入することで、就学を迎える保護者がより身近に感じる内容とした。

(3) 連携

保育所・幼稚園、小学校との連携を強化することで、途切れのない支援が図れるようになった。

取組の成果（効果）～継続的な支援体制の確立

(1) 児童発達支援事業所が将来を見据えた支援の必要性を認識し、取り組む様になったために、児童発達支援事業所、保育所・幼稚園、小学校との連携が強化されつつあり、支援の中斷が減少している。

また、保護者に対する就学移行支援を早期から取り組む様になったことから、就学説明会の参加者は平成24年度においては年長（5歳児クラス在籍児）の保護者が大半であったが、平成25年度は年中・年少の保護者が4割を超えていた。

(2) 保護者が特別支援学級を選択するきっかけづくりをすることで、早くから就学をイメージすることができるようになった。また学校見学にも年中頃から取り組むようになってきており、これにより早期に特別支援学級、特別支援学校選択の意思決定ができるようになってきた。

今後の展開～療育支援のレベルアップ

(1) 事例検討を継続することで、事業所における療育支援の更なる質向上を図る。

(2) 就学説明会についても内容の見直しをしながら継続する。

(3) 児童発達支援事業所との連携の強化を図ることで、就学移行支援を充実させる。

他団体へのアドバイス～成長段階に合わせた支援

(1) 守秘義務・保護者同意を遵守したうえでの関係機関の連携強化。

(2) 発達障害児もやがては成長し成人する。その場その場に応じた支援を行なうだけでなく、将来の姿をイメージした支援が必要であり、各ライフステージの移行にあたっては関係機関の連携が必須である。